

能美工業団地 地区計画の内容

1 地区計画の方針

名 称	能美工業団地 地区計画	
位 置	能美市能美一丁目、二丁目、三丁目	
面 積	約24.8ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、小松ICから約8km、美川ICから約6kmの地点に位置し、北側には手取川、南側と西側には田園風景が広がり、東側沿いを国道8号が通過している交通至便で、自然環境豊かな工業団地である。</p> <p>これらの立地条件を活かし、隣接する工業団地と同様、周辺の自然や田園風景との調和を図り、良好な景観及び環境を有する機能的で活力ある産業空間を創造する。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、良好な景観及び環境を有する工業団地を創造するため、特別工業地区による建築用途等の制限に加え、敷地面積の最低限度や壁面の位置等の誘導を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>周辺の自然や田園風景との調和など良好な景観及び環境の創造のため、建築物等に関し、次の制限を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物の敷地面積の最低限度 (2) 壁面の位置の制限 (3) 建築物等の形態又は意匠の制限 (4) 垣又はさくの構造の制限 (5) 良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物の敷地面積の最低限度	2, 0 0 0 m ²
	建築物等に 壁面の位置の制限	建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上でなければならない。 (1) 国道8号、(都)根上国道線及び幅員16mの区域内道路の境界線 3m (2) その他の道路境界線 1m (3) 隣地境界線 1m
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものでなければならない。
	垣又はさくの構造の制限	原則として、道路境界から1.0mの範囲における垣、さくの設置については、透視可能なフェンスとする。 ただし、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスと組み合わせて設置してもよい。
	土地の利用に関する事項	国道8号及び(都)根上国道線沿いの3mの区域においては、次の各号に掲げる場合を除き、緑地以外の土地利用をしてはならない。 (1) 出入口を設置する場合 (2) 企業名板及び外灯を設置する場合 (3) 垣又はさくを設置する場合 (4) 電気設備等の工作物を設置する場合 (5) 公共・公益上やむを得ない場合
この地区整備計画については、公共用地には適用しない。		

「区域は計画図表示のとおり」

理由

交通利便性の優れた能美工業団地において、周辺の自然や田園風景との調和を図りながら、良好な景観と環境を創造し、また維持していくため。

区域図

